

平成二十八年六月二日受領
答弁第二一九八号

内閣衆質一九〇第二九八号

平成二十八年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出入れ墨が入っている人の入浴時の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出入れ墨が入っている人の入浴時の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例」は、訪日外国人旅行者が急増する中、入れ墨に対する考え方に文化及び慣習上の相違がある日本人と外国人との間で無用な誤解に基づく摩擦が現実が生じており、そのような摩擦を避けるため、観光庁において温泉施設における改善方策の例を情報提供したものであり、あらゆる個々の事案を想定して作成したのではない。また、入れ墨がある訪日外国人旅行者の入浴時の対応については、最終的には、個々の温泉施設の管理者の判断に委ねられているものであるため、政府としては、お尋ねについては認識を示すことは困難である。

三及び四について

一及び二について述べたとおり、御指摘の「入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例」は、訪日外国人旅行者が急増する中、入れ墨に対する考え方に文化及び慣習上の相違がある日本人と外国人との間で無用な誤解に基づく摩擦が現実が生じており、そのような摩擦

を避けるため作成したものである。

一方、日本人の間では、こうした日本人と外国人との間で生じている摩擦と同様なものが顕在化している。とまでは直ちに認められないことから、現時点において、御指摘の「日本人で入れ墨の入っている人」について外国人と同様の対応をすることはしていない。